

災害時の緊急情報放送に関する協定書

小千谷市(以下「甲」という。)と株式会社エフエムラジオ新潟(以下「乙」という。)
は、災害時の緊急情報放送について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小千谷市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、小千谷市民に迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって小千谷市民の安全確保に寄与するとともに、新潟県民に小千谷市の状況を正確かつ迅速に周知することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂崩れ、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災、事故等の異常な状態をいう。
- (2) 「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙の行う臨時の災害の発生及び防災に関する放送をいう。

(緊急情報放送の要請)

第3条 甲は、住民への災害情報及び防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して緊急情報放送を行うことを要請するものとする。

- (1) 緊急情報放送を要請する理由
- (2) 緊急情報放送の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、放送の形式及びその内容、時刻並びに送信システムを自ら決定し、緊急情報放送を行うものとする。

(災害情報の提供)

第5条 甲は、甲の要請により乙が緊急情報放送を行う場合においては、災害の規模、被害の状況及び復旧の見通しその他の緊急情報放送に必要となる災害に関する情報を速やかに乙に提供するものとする。

(連絡責任者等)

第6条 緊急情報放送の要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。
2 連絡責任者を置いた場合及び連絡責任者に変更があった場合は、その都度甲乙相互に連絡する。

- 3 甲及び乙の連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を開く。
- 4 連絡責任者に支障があるときは、その代理人が連絡会議に出席することができる。

(緊急情報放送体制の解除)

第7条 甲又は乙が、緊急情報放送を実施するための体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、互いに申し入れを行い、甲乙双方合意のうえで文書をもって解除するものとする。

(費用負担)

第8条 緊急情報放送の実施に当たり乙が必要とする費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者が協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも解約その他の申出がない場合は、同一条件で協定期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年7月6日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市代表者
小千谷市長 谷井靖夫

乙 新潟市幸西4丁目3番5号
株式会社エフエムラジオ新潟
代表取締役社長 増村勉